## 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの後援名義等の使用に関する基準

平成19年9月20日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)の名 義使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この基準におけるセンターの名義は、次のとおりとする。
- (1) 共催 2団体以上が共同で一つの事業を行うもので、それぞれの団体が事業の全部又は一部に対して責任を負うものをいう。
- (2)後援 事業に対して援助及び協力するため、名義を使用させることをいう。
- (3)協 賛 事業の趣旨及び内容に対して賛意を表し、協力をすることをいう。

# (名義使用の範囲)

- 第3条 名義使用の対象とする事業は、次のいずれも満たすものとする。
- (1) 産業振興、産業活性化、教育、学術、又は地域の活性化に寄与するもの
- (2) 法令及び公序良俗に反しないもの
- (3) 主に営利を目的としないもの
- (4) 特定の政治的活動、宗教的行事又は暴力団が関与する行事でないもの

### (経費の負担)

第4条 名義使用を承諾する場合において、センターが負担する経費、協力の内容、責任の範囲はそ の都度定める。

#### (名義使用の申請及び審査)

- 第5条 センターの名義使用を希望する者は、名義使用依頼書(様式1号)を提出するものとする。
- 2 前項の名義使用依頼書が提出されたときは、当該事業の内容について第3条に掲げる要件に基づきその適否を審査するものとする。

# (名義使用の決定)

第6条 理事長は、名義使用の承諾又は不承諾を決定したときは、その結果を様式第2号により通知 するものとする。

## (名義使用の取消等)

- 第7条 理事長は、名義使用の承諾を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、名義使用 の承諾を取り消すものとする。
- (1) 第3条の要件に該当しないこととなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により名義使用の承諾を受けたとき
- 2 前項の規定により名義使用の承諾の取消しを受けた者には、今後一切、名義を使用させないものとする。

#### 附則

この基準は、平成19年9月20日から施行する。

## 名 義 使 用 依 頼 書

平成 年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 理事長 (氏 名) 様

申請者 団体の名称及び 代表者氏名

印

下記のとおり、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター名義の使用をお願いします。

記

- 1 事業名(催事名) (事業名又は催事名を記載。)
- 2 期 日

   平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで
- 3 場 所 (住所及び会場名を記載。)
- 4 事業内容 (事業の概要を記載し、実施要綱、事業計画書及び予算書等を添付。)
- 5 名義使用の種別(後援、協賛、共催の種別を記載。)
- 6 産業技術センターの名義を必要とする理由 (産業技術センター名義使用)
- 7 他団体(共催・後援・協賛)の状況及び実績 (主催、共催、後援、協賛ごとに産業技術センター以外の団体名を記載。)
- 8 連絡先 住所及び団体名・所属 担当者名職氏名 電話及びFAX番号

様式2号

番号平成年月日

団体の名称及び代表者名様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 理事長 (氏 名) 印

鳥取県産業技術センターの名義使用について(通知)

平成 年 月 日付けで依頼のありました名義使用については、<u>下記のとおり承諾します。</u>(下記の理由により承諾できません。)

記

- 1 事業名(催事名)
- 2 期 日
- 3 名義の種別及び名義の名称
  - 注)承諾しない場合は、本文を( )書きに変更し、記の $1\sim3$ に代えて承諾しない理由を記載する。